

グループホームの入居における 家賃の助成について

認知症対応型共同生活介護事業所に入居する方の経済的負担の軽減を図るため、家賃の軽減を実施する事業者に対して助成を行います。 最大600円/日額

助成対象事業者

認知症対応型共同生活介護事業所を運営する法人で、次に掲げる軽減対象者の家賃の軽減を実施した事業者です。

利用者負担額の軽減対象者

次のいずれにも該当する者です。

- (1) 町が認定する介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者で、認知症対応型共同生活介護事業所の入居者であること。
- (2) 入居者及び世帯全員が町民税を課されていない者であって、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者又は課税年金収入額、非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者
- (3) 配偶者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第1項第1号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）の当該軽減を受けようとする日の属する年度（軽減を受けようとする日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による町民税が課されていない者又は町の条例等で定めるところにより当該町民税が免除された者
- (4) 入居者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として町長が認定した額が別表の区分に応じた資産の合計基準額以下である者
- (5) 世帯員でない住民税が課されている人の扶養親族となっていない者
- (6) 介護保険料を滞納していない者

別表

収入状況	配偶者の有無	資産の合計基準額
入居者及び世帯全員が町民税非課税の者であって、老齢福祉年金又は生活保護の受給者	有	2,000万円以下
	無	1,000万円以下
入居者及び世帯全員が町民税非課税の者であって、課税年金収入額、非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者	有	1,650万円以下
	無	650万円以下

申請の流れ



